

河長監第9-2号  
平成30年4月26日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員  
村治 規行  
堀川 和彦

### 監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

#### 記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：NPO法人はびえる（以下「法人」という。）

第2 監査対象期間

平成28年度及び平成29年度（4月から監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成30年1月22日（月）から平成30年3月30日（金）  
まで

第4 監査対象団体所管部局

市民生活部自治協働課

第5 監査項目及び手続き

指定管理者として選定された事業者が、公の施設の管理を適切かつ公平、公正に行っているか、事業報告書等が基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか、指定管理者制度の目的を達成しているか等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象団体の指定管理に係る出納及び出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### 1 使用料等の取扱いについて

- (1) 法人は、私人の公金収納委託を受け、使用料を徴収していましたが、領収書は、河内長野市立市民公益活動支援センター出納員名で発行していました。また、法人が販売しているコピー用紙等の領収書は、河内長野市立市民公益活動支援センター出納員名で発行していました。領収書は、法人名で発行することが適切です
- (2) 領収書は、連番がありませんでした。領収書は、リスク管理の観点から、連番管理することが必要です。

#### 2 労務管理について

河内長野市立市民公益活動支援センターの指定管理料は、主に人件費が占めていますが、その労務管理について以下の事実が見受けられました。法人は、適正な労務管理を行う必要があります。

- (1) 労務日時が分かる書類は、鉛筆書きで、出勤管理をしている者の承認がありませんでした。労務日時が分かる書類は、適正に作成し、保管しておく必要があります。
- (2) 法人は、有償スタッフと職員あわせて10名以上の雇用を行っていますが、就業規則が作成されていませんでした。法人は、労働基準法に基づき、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出なければなりません。
- (3) 有償スタッフと職員に時間外労働に伴う対価が支払われていますが、法人は、使用者と労働者の間に労働基準法第36条の規定に基づく協定を締結していませんでした。法人は、同条の規定に基づく労使協定を締結する必要があります。